

神 奈 川 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
令 和 7 年 度 第 1 回 神 奈 川 県 最 低 賃 金 専 門 部 会
議 事 録

1 日 時 令和7年7月31日（水）午後4時25分から午後4時55分まで

2 場 所 横浜第2合同庁舎8階 神奈川労働局 大会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員 赤羽淳、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男

使用者代表委員 関口明彦、長谷川幹男、山本弘

4 議 事

（1）神奈川県最低賃金の改正決定について

（2）その他

【事務局：監察監督官】

それでは、定刻になりましたので第1回神奈川県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、最低賃金審議会に引き続き、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

本専門部会は公開することとされております。

傍聴人の方は傍聴に関する留意事項にありますとおり、賛成や反対の意見を表明するなど議事進行の妨げとなることはできません。また、スマートフォンなどの通信機器はマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

次に委員の出席状況についてですが、総数9名の委員のうち9名全員の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、委員の紹介は先ほどの本審で行われておりますので省略させていただきます。

専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長より一言御挨拶申し上げます。

【労働基準部長】

労働基準部長の荒木でございます。専門部会の皆様には本審に引き続き、よろしく願いいたします。

本日においても目安がまだ提示されていけませんので、本日は配布資料の説明と労使の委員の皆様からの基本的な方針の御説明をいただきたいと思っております。

金額の審議につきましては、今後の状況にもよりますが来週の8月4日月曜日3時から予定の第2回専門部会からさせていただければと思っております。

また今年度の神奈川県最低賃金の審議につきましては、先ほども御案内申し上げましたが、来月の7日木曜日に答申というスケジュールを考えております。

この審議におきましては、公労使の委員の皆様が、それぞれのお立場から御意見をいただいて、全体として意見の一致が見出せればと考えております。

事務局としましては、皆様方の審議が円滑に進みますよう下支えしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、専門部会の開催に当たりまして一言申し上げさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

続きまして、部会長及び部会長代理の選出をお願いしたいと思います。部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項に「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされてお

ますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

【芳野委員】

それでは私の方から提案させていただきます。

赤羽委員に部会長を、高井委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

【事務局：監察監督官】

ただいま、芳野委員から「部会長には赤羽委員、部会長代理には高井委員」
との御発言がありました。いかがでしょうか。

【各委員】 （異議なし）

【事務局：監察監督官】

皆様の御賛同が得られましたので、部会長に赤羽委員、部会長代理は高井委員
をお願いいたします。

それでは、部会長、部会長代理から一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。
す。

初めに、赤羽部会長をお願いいたします。

【部会長】

改めまして、ただいま部会長に御指名いただきました赤羽でございます。

今年の中審からの目安がまだ示されていないという、ちょっと異例の状況
ではありますけれども、例年どおりこの専門部会では神奈川県の見点から労働者側、
使用者側からの活発な率直な御意見、議論をしていただければと思っ
ております。こちらも公益委員としてしっかりと先導をさせていただければ
と思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

続きまして、高井部会長代理をお願いいたします。

【部会長代理】

ただいま、部会長代理を御指名いただきました高井でございます。どうぞよ
ろしくをお願いいたします。

本年も大変重要な御議論を労使双方でしていただくことになるかと思いま
す。公益委員といたしましては、確実な運営をしっかりと努めてまいりたいと思
いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

ありがとうございました。この後の進行につきましては、部会長よろしくお
願いいたします。

【部会長】

それでは最初に、議事録の確認をしていただく方を私から指名させていた
だきます。

公益委員は私で、

労働者側は、阿部委員
使用者側は、関口委員
よろしくお願ひいたします。

それでは審議に入ります。まず、事務局から提出資料の説明をお願いします。

【事務局：監察監督官】

それではお配りしている資料の中で、別添のインデックスシールを付けております「最低賃金に関する基礎調査結果」について説明いたします。

1 ページが調査の概要についてですが、調査の対象期日は令和7年6月1日現在、調査対象は神奈川県全体、対象産業は3（2）にありますように、製造業からサービス業の8業種、そのうち、「製造業」及び「情報通信業のうち新聞業、出版業」については常用労働者100人未満、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している民営事業所となっています。

2 ページの6にもありますように、調査対象は3,048事業所、有効回答数は1,142事業所、労働者数は13,418人でした。この結果を母集団に復元して、総労働者数が約109万人の調査結果となっています。なお復元の母数は、産業センサスの約13万8千事業所となっています。規模の比率ですが、「1～9人」が33.2パーセント、「10～29人」が59.6パーセント、「30～99人」が7.2パーセントとなっています。パートの割合は45パーセント、男女の割合はここには記載がありませんが男性が42パーセント、女性が58パーセントとなっています。なおこの調査におけるパートとは、それぞれの社内の呼称にかかわらず、一般労働者に比べて所定労働時間又は所定労働日数が少ない方と定義しています。

続いて総括表に関して全体的な構成を説明します。

7ページから11ページまでは総括表（1）で、全産業の、一般とパートを合わせた、規模別、年齢別の総括表です。

13ページから17ページまでは総括表（2）で、全産業の、男女別、年齢別の総括表です。

19ページ以降が、産業別の総括表、パート労働者の全体と産業別の総括表となっています。

では7ページの総括表（1）を御覧ください。左端の「時間当り所定内賃金額」の欄ですが、賃金額階級区分を5段階としています。最上段は「時間当り所定内賃金額」が現在の神奈川県最低賃金1,162円マイナス11円の1,151円以下の欄でこれを一つの階級としています。下の段に続いて、最低賃金マイナス10円の1,152円から、プラス100円の1,262円までの範囲で1円刻みの欄をまとめて一つの階級、最低賃金プラス101円の1,263円以上の10円刻みの欄をまとめて一つの階級、1,400円から1,499円の欄、1,500円以上の欄をそ

れぞれ一つの階級とし、これらをまとめた表としています。

青色の現行最低賃金 1,162 円の欄の 1 段上、最低賃金より 1 円低い 1,161 円のオレンジ色の欄を見ていただくと、右隣の「合計」の欄のカッコ内の数値が 2.4 とあります。これは総括表最上段の最も低い額からの累積労働者の比率で、最低賃金未満で雇用されている方が 2.4 パーセントいらっしゃるということを表し、未満率と呼ばれているものです。去年は 1.3 パーセントでした。

産業別の未満率については、それぞれ、総括表から拾った数値を一覧として 185 ページに付けてあります。

なお改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を表す影響率についてですが、例年この第 1 回専門部会におきまして、仮に目安どおり引上げとなった場合の影響率を示しているところですが、7 年度の地域別最低賃金改定の目安について答申がとりまとめられていない状況のため、185 ページの影響率は空欄とさせていただきます。

次に 79 ページを御覧ください。オレンジ色の欄にありますように、パート全体の未満率は 2.1 パーセントです。

パートの平均賃金額は 83 ページの下段にありますように、月平均賃金額が 90,474 円、時間額で 1,424 円となっています。

そのほか、175 ページは賃金額階級ごとの累積労働者数、177 ページはその累積割合のグラフ、179 ページは賃金ランク別の労働者数、181 ページはその構成比のグラフで、183 ページ以降は基礎調査結果に基づき各種集計した表となっています。後ほどお目通しいただければと思います。

資料についての説明は以上です。

【部会長】

今の事務局からの説明について、何か質問等がありましたらよろしくお願ひします。

【各委員】 (質疑なし)

【部会長】

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの本審で労使の基本的な考え方をお聞きしました。ほかに何か御意見等があればお願ひします。労使各側から御希望があればそれぞれ個別に御意見、御見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【阿部委員】

目安が出てからだと思えますけれども、昨年と同様のベースに立てば、昨年の第 1 回専門部会でも言わせていただきましたが、人手不足が昨年も大変深刻だった中、労働者全体のうち 90 万人を超える労働者が隣県の事業場に通勤して働いていることを踏まえ、これに関するいろいろなデータを充実してもらえ

れば、最低賃金引上げの足を止めるべきではないという指標にもなるのではないかと、ということをごくここでも言わせていただきます。

【部会長】

すみません、私の説明が不十分でありまして、個別折衝に該当しない全体的な御意見があればいただきたい、と言いつ直させてさせていただきます。

労働者側からの御意見を伺いましたので、使用者側の御意見があればお願いいたします。

【関口委員】

全体の思いとしては、本審でも言いましたが、最後に、この最低賃金だったらなんとか神奈川県企業も労働者も、ちょっと元気が出てくるかもしれないね、と言える結果にしていきたくと思います。

去年は久しぶりに全員一致で決まりましたが、今年度もできればそういう形で、労使各委員ともそれぞれ背中に背負っているものがありますけれど、そこに対して、堂々としてこの額を決定した背景にはこういう議論があつて労使がこう納得した、これで良かった、と胸を張つて報告できるような議論をしていきたくと思っています。よろしくお願ひします。

【部会長】

ありがとうございます。

まだ中央の方から目安が出ていない状況ではあるのですが、それでも個別の折衝の御希望があるかどうかをお伺ひします。もしあれば、個別折衝に入ります。

労働者側はいかがでしょう。

【阿部委員】

まだ仮定の話が多すぎるので、個別折衝の希望はありません。

【部会長】

はい、使用者側はいかがでしょう。

【関口委員】

同じ答えです。

【部会長】

では、個別折衝は労使ともに、今日の段階では御希望なしということによろしいでしょうか。事務局もそれによろしいですか。

それでは、個別折衝は今日は行わないということで、次は連絡事項です。

本日は中央最低賃金審議会の目安がまだ示されていないため、事務局からの資料説明を中心に行いました。目安が出るのが前提ではありますが次回は各側ともに御意見、御見解をお伺ひしたいと思っています。

それでは事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

次の専門部会は明日ではなくて、来週月曜日の8月4日午後3時からとなります。先ほど中審の状況を確認しましたが、まだ何も動きがない状況です。今5回目をやっているはずですが、今日決まらなければ6回目が明日か8月4日に開催されるか、明日やってもう1回かもしれませんが、3日の午後3時までには目安が出ているだろうという見込みで予定を組んでおり、無理な願いをして申し訳ございません。

8月4日午後3時からが第2回目、3回目が8月5日、4回目が8月6日、5回目が8月7日で、6回目には決めたいと考えています。8月5日だけが1階の共用第2会議室、8月5日以外は全てこの8階の会議室で行います。何か変更があればすぐに御連絡いたしますので、御協力よろしく願いいたします。以上です。

【部会長】

今の、今後の日程について御異論がなければそのように進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【阿部委員】

異論ではないですけれど、今示されたタイムテーブルは最もタイトなスケジュールと思いますが、仮に目安が4日の月曜日に伝達されることになった場合、官報掲載期間とか必要な手続を考えると、10月1日発効日というのは物理的な問題でかなわないものと判断してよろしいでしょうか。

【事務局：賃金室長】

10月1日発効のタイムリミットは8月5日に答申しないといけませんので、それを越えればもう10月1日発効は不可能ということで、今申し上げたスケジュールでいくと10月3日発効という形になります。

【阿部委員】

わかりました。

【部会長】

あと1点確認ですが、8月5日は10時ですね。8月6日は10時半ですが。

【事務局：賃金室長】

すいません、10時半です。

【部会長】

ではもう1回確認すると、第2回専門部会は8月4日の午後3時、第3回は8月5日火曜日の午前10時半、第4回が8月6日水曜日の午前10時半、第5回が8月7日木曜日の午後1時半、ということでよろしいですね。

ほかに何かございますか。

【関口委員】

来週になっても目安が出なかった場合の、代替スケジュールのような考えはありますか。それともそんなことはあり得ないでしょうか。

【事務局：賃金室長】

4日より後に目安が出た場合についても、5日6日をダブルヘッダーにするなど想定はしていますが、最終的には7日で決めたいと思っていますので、8日以降の予定というのは今のところ具体的な予定はありません。

【関口委員】

わかりました。私が先日ちょっと経団連の各県の情報交換みたいなところに出たとき、最初から10月1日発効は無理として、11月発効を狙ってお盆明けまで延ばす日程で労使合意済のところもあるらしいと聞いたもので、そういう可能性があるかなと。

【事務局：基準部長】

ありがとうございます。中央の目安が出る日に従って日程を立てる以外できないため、中央が遅れば、皆様方の御審議も後ろ倒しという御相談をさせていただくしかないと考えておりますので、そのときはまた、御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【関口委員】

拙速に進めたいと希望しているのではなくて、ほかではこういう判断をしているところもあるようだという情報提供としてお話をしました。以上です。

【部会長】

今のお話と関連して事務局に確認したいのですが、次が8月4日ということになっていますが、この段階でも目安が出ていなかったら、8月4日は中止ということですか。

【事務局：基準部長】

8月4日まだ目安が出ていない場合でも、お集まりいただいて審議ができるのかという、今の部会長のお話を踏まえて、労使の委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

【阿部委員】

目安で出た額を受けての議論でないと、出ないまま回を重ねても空振りになる気がしますし、無理に開く必要はないと思います。

【部会長】

中央の審議会のスケジュールは、今日も明日も目安が出なかったら8月4日月曜日とのことですが、8月4日は午前か午後かわかりますか。

【事務局：賃金室長】

中央について8月4日の午前か午後かは不明です。

【部会長】

そうなりますと、もし目安が出ない状況が続いたとき、我々の専門部会 8 月 4 日午後 3 時になる前に、開くか開かないかの見極めを、どの時点で行うかということになります。事務局には、今ここで見極めのタイミングを発表することまでは求めませんが、念頭に置いていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では以上をもって、本日の第 1 回目の神奈川県最低賃金専門部会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。